

春日井市新型コロナウイルス感染症対策ビジネスマッチング支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う需要低迷のなか、既存取引先からの受注減に対応する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）の新たな受注獲得の取組みを支援することにより、雇用の確保及び事業の継続を図るため、予算の範囲内において春日井市新型コロナウイルス感染症対策ビジネスマッチング支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者（個人にあつては、営利を目的とし税務署に届出のある者に限る。）とする。

- (1) 市内に事業所を置き、事業を行う者であること。
- (2) 春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、新たな受注を獲得するため、製品やサービスの販路拡大や新たな取引先を開拓することを目的とする者に、製品やサービスを求める事業者との商談の場を提供する事業（以下「ビジネスマッチング」という。）のうち、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに実施し、かつ、次のいずれかに該当するものとする。ただし、次項に定めるものは除く。

- (1) インターネット上のビジネスマッチングサイトを利用するもの

- (2) クラウドファンディング（購入型に限る。）を利用するもの
- (3) 金融機関（預貯金取扱金融機関又は政策金融機関に限る。）のビジネスマッチングサービスを利用するもの

2 次のいずれかに該当するものは、助成の対象外とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の「風俗営業」に該当するもの
- (2) 春日井市商工業振興条例(昭和62年春日井市条例第13号)に基づく助成金その他の市が支給する助成金等の交付を受けるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めないもの
(助成対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費は、ビジネスマッチングを行うために助成対象者が支払った経費で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) インターネット上のビジネスマッチングサイトの手数料
- (2) クラウドファンディング（購入型に限る。）の手数料
- (3) 金融機関（預貯金取扱金融機関又は政策金融機関に限る。）のビジネスマッチングサービスの手数料

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、前条に規定する経費に100分の80を乗じて得た額以内とし、1事業者につき、400,000円を限度とする。

2 前項に規定する助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、春日井市新型コロナウイルス感染症対策ビジネスマッチング支援事業助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、助成対象事業の着手30日前（令和2年4月1日から同年12月31日までに着手するものについては、同年12月31日）までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付を適当と認めたときは、速やかに助成金の交付の決定をし、春日井市新型コロナウイルス感染症対策ビジネスマッチング支援事業助成金交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知しなければならない。

2 市長は、交付の決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（計画変更）

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、助成対象事業等の計画を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、直ちに市長に対し、春日井市新型コロナウイルス感染症対策ビジネスマッチング支援事業等計画変更・中止・廃止承認申請書（第4号様式）を提出し、承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する軽微な事項の変更については、この限りでない。

- (1) 中小企業者（個人を除く。）の代表者の変更
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が認めるもので、助成金額に影響がない変更

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、又は必要に応じ現地調査等を行い、適当と認めたときは、前条第1項の決定を変更し、春日井市新型コロナウイルス感染症対策ビジネスマッチング支援事業助成金変更・中止・廃止決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知しなければならない。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、助成対象事業が完了したときは、市長の定めるところにより、春日井市新型コロナウイルス感染症対策ビジネスマッチング支援事業実

績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添付して、令和3年3月31日までに市長に報告しなければならない。

- (1) 事業内容報告書（第7号様式）
- (2) 助成対象事業に係る経費の支払等を証明する書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（助成金の額の確定等）

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、春日井市新型コロナウイルス感染症対策ビジネスマッチング支援事業助成金額確定通知書（第8号様式）により、交付決定者に通知しなければならない。

（交付の請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、請求書（第9号様式）を速やかに市長に提出するものとする。

（助成金の交付）

第12条 市長は、前条の規定により提出された請求書に基づき、助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は助成の目的、交付決定の内容若しくはこれに付された条件に違反したとき。
- (2) 助成対象事業を休止又は廃止したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの要綱の規定により交付決定された助成金については、この要綱の規定は、同日後もなおその効力を有する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者

住 所

氏 名

印

（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

春日井市新型コロナウイルス感染症対策ビジネスマッチング支援事業
助成金交付申請書

助成金の交付を受けたいので、春日井市新型コロナウイルス感染症対策ビジネスマッチング支援事業助成金交付要綱第6条第1項の規定により次のとおり申請します。

- 1 助成金交付申請額 円
- 2 助成対象事業
- 3 添付書類

第2号様式（第6条関係）

事業計画書

申請者名	
助成対象事業	
事業期間	
事業目的	
利用サービス等の名称	
利用サービス等の提供者	
助成対象経費（単位：円）	
備考	

第 号
年 月 日

様

春日井市長 印

春日井市新型コロナウイルス感染症対策ビジネスマッチング支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった春日井市新型コロナウイルス感染症対策ビジネスマッチング支援事業助成金については、春日井市新型コロナウイルス感染症対策ビジネスマッチング支援事業助成金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定します。

- 1 助成金の額 円
- 2 助成対象事業
- 3 条 件

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者

住 所

氏 名

印

（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

春日井市新型コロナウイルス感染症対策ビジネスマッチング支援事業等計画変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった春日井市新型コロナウイルス感染症対策ビジネスマッチング支援事業助成金について、次のとおり計画を変更・中止・廃止したいので、春日井市新型コロナウイルス感染症対策ビジネスマッチング支援事業助成金交付要綱第8条第1項の規定により承認してください。

- 1 変更・中止・廃止の理由
- 2 計画の変更・中止・廃止の内容

第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

春日井市長 印

春日井市新型コロナウイルス感染症対策ビジネスマッチング支援事業助成金変更・中止・廃止決定通知書

年 月 日付け 第 号で通知した春日井市新型コロナウイルス感染症対策ビジネスマッチング支援事業助成金に対する助成金の交付決定を次のとおり変更・中止・廃止します。

- 1 変更・中止・廃止決定の額 円
- 2 計画の変更・中止・廃止の内容
- 3 条 件

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者

住 所

氏 名

印

（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

春日井市新型コロナウイルス感染症対策ビジネスマッチング支援事業
業績実績報告書

年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定を受けた春日井市新型コロナウイルス感染症対策ビジネスマッチング支援事業を完了したので春日井市新型コロナウイルス感染症対策ビジネスマッチング支援事業助成金交付要綱第9条の規定により次のとおり報告します。

1 事業実績

2 添付書類

第7号様式（第9条関係）

事業内容報告書

申請者名	
助成対象事業	
事業期間	
事業の目的	
利用サービス等の名称	
利用サービス等の提供者	
助成対象経費（単位：円）	
事業の成果	
備考	

第8号様式（第10条関係）

第 号

年 月 日

様

春日井市長 印

春日井市新型コロナウイルス感染症対策ビジネスマッチング支援事業
助成金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった事業については、次のとおり助成金の額を
確定します。

1 助成金の額 円

2 助成対象事業

3 条 件

第9号様式(第11条関係)

請 求 書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

請求者

住 所

氏 名

印

(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

年 月 日付け 第 号で通知のありました助成
金について次のとおり請求します。

請求金額 金 円

口座振込依頼

振 込 先	銀行 信用金庫			支店
預 金 種 別	当座・普通	口座番号		
フリガナ				
口座名義人				